

加東市地域農業活性化ビジョン後期計画《素案》のパブリックコメントにおける意見に対する考え方等について

【意見の取扱区分】

- A：修正（計画案を加筆・修正し、計画に反映させるご意見）
- B：記載済（計画案に趣旨や考え方がすでに記載されているご意見）
- C：参考（今後の加東市農業に関して、参考とさせていただきますご意見）

No.	ページ	該当する章・分野	ご意見等	意見に対する考え方等	意見の取扱区分
1	P44	第4章 1 農政分野	多目的作物の栽培を促進してはどうか。	加東市集落営農組織連絡会で担い手の情報共有を図り、栽培技術の向上や高収益作物の取組、効率的な経営などに向けた指導、多目的の取組や6次産業化、法人化の助言・指導を行い、農業の担い手不足の解消に取り組みます。	B
【後期計画の記載箇所】 1. 農政分野 P44基本施策（1）施策内容① に記載しています。					
2	P45 P46	第4章 1 農政分野	集落の中には、漏水しやすかったり、水利が悪いなど、耕作条件の悪い農地が一定数あるので、集約の結果、それらの農地が割り当てられたら収入的に厳しく、集約化にメリットを感じられない。 また、漏水対策など独自の整備を行ってきたが、農地の集約により整備してきたこれらの農地を他の農家を渡しては、耕作意欲が失われる。	地域にはご指摘のとおり耕作しにくい農地があるのは事実です。それらのほ場に対しては、国の補助事業や制度を活用して耕作条件を改善したり、耕作せずに山林に戻すということが考えられます。 全てのほ場を耕作しやすいように改良することは不可能ですので、耕作条件の悪い農地だけの団地を作るのではなく、いい農地と悪い農地を含めた団地について地域の他の農業者と話し合い、集約化による農作業の効率化や経費削減等を図っていただきたいと思えます。 また、費用と労力をかけて整備した農地が他人に渡ってしまったら報われないと思われれるのも無理はないと思いますが、集約により管理の手間が減り、耕作面積を増やすことで収入が増えたと推測され、整備にかかった費用を回収できるように団地を設定することは可能ではないかと思えます。 いづれにしても、本市も各地区に入り、農地の集積・集約化を推進します。	C
3	P44 P45	第4章 1 農政分野	人手不足により草刈作業の限界や若手の担い手が地区外に居住し手伝われないなど、後継者不足を感じているがどうか。	本市の現状として、高齢化などにより経営改善計画を更新しない個人もあり、全体として認定農業者等の数が減少しています。また、就農時の初期費用の高さや不安定な収入などが要因で、新卒の就農者や中途退職して農業を主としようとする人は、なかなか増えていません。このことから、本市の実態を把握するとともに、国や県の補助事業等を活用し、農業技術や農業経営が習得できよう、新たな就農者の育成に取り組みます。	B
【後期計画の記載箇所】 1. 農政分野 P44・P45基本施策（1）施策内容①② P48基本施策（4）施策内容② に記載しています。					

加東市地域農業活性化ビジョン後期計画《素案》のパブリックコメントにおける意見に対する考え方等について

【意見の取扱区分】

- A：修正（計画案を加筆・修正し、計画に反映させたいご意見）
- B：記載済（計画案に趣旨や考え方がすでに記載されているご意見）
- C：参考（今後の加東市農業に関して、参考とさせていただきご意見）

No.	ページ	該当する章・分野	ご意見等	意見に対する考え方等	意見の取扱区分
4	P44 P45	第4章 1 農政分野	農閑期に事務所等で働くなどの環境整備が、農業を継続する手段ではないかと考えられるかどうか。	農閑期に事務所等で働くなどの環境整備として、農閑期のみの雇用など企業の現行の雇用制度を大きく変えることは難しいのですが、農業の他に所得を得ながら、営農を継続する「兼業」という考え方は必要なことだと考えられます。本市としましては、新たな産業団地の整備など、農業以外の雇用場所の確保を進め、兼業農家の働く場の創出にも取り組まします。	B
【後期計画の記載箇所】1.農政分野 P44・P45基本施策(1) 施策内容①② P48基本施策(4) 施策内容② に記載しています。					
5	P48 P56	第4章 3 農産物分野	P36以下の「加東市の農業の課題」の項では、有機農業について一触れられておらず、将来像の重要な柱として有機農業をしっかりと位置付けることは、今、国や地域でも気候危機、食料危機などのグローバルな課題と向き合っており、また、「有機農業の推進に関する法律」では、地方公共団体は「有機農業の推進するため、「有機農業の推進」を将来像の柱とし、第6条以下を具体化していただけないか。また、安心・安全な学校給食を求める声も大きくなってきており、学校給食と減農薬・減化学肥料栽培、有機栽培をいかに結びかか、政策にしていけないか。	本計画において、有機農業の支援などについては、有機農法などにより栽培された農産物は、市場での評価が高く、高値で取引されることから、農政分野の農業経営基盤の強化の中で掲載されています。有機農業は、安全・安心、環境への負荷が少ないなどが特徴ですので、本計画の農産物分野の中でも記載すべきと考え、基本施策(4) 地産地消の推進のテーマの中で有機農産物の地産地消に向けた働きかけを行う旨を追記します。現在市内での取扱いが少ない有機農産物については、まずは学校給食などにおいて地産地消に取り組み、流通量を増やして活性化させていきたいと考えています。有機農業の推進に関する法律第4条に「地方公共団体は、(中略)有機農業の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する」とあり、ここでいう地方公共団体は兵庫県を指します。同法に基づく施策策定を当市は行うことはできませんが、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(みどりの食料システム法)第16条第1項に基づき環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画を、現在兵庫県と県内41市町が共同で作成中です。その中で、有機農業の取組を一つの柱に位置付け、環境への負荷を軽減するものとしてその取組を推進しています。これからは、これら計画に位置付けられた施策に基づき、有機農業者の意見を聞きながら、学校給食と有機農業の結び付きの強化、有機農産物の販売促進などの事業を展開していききたいと考えています。	A